



2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社長谷エコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 熊野 聡
(コード番号 1808 東証プライム市場)
本 社 所 在 地 東京都港区芝二丁目32番1号
問 合 せ 先 I R 部 長 辻 雅 雄
(TEL 03-3456-5690)

株式給付信託（BBT）及び株式給付型 ESOP への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「BBT 制度」といい、BBT 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「BBT 信託」といいます。）及び「株式給付型 ESOP」（以下、「ESOP 制度」といい、ESOP 制度に関して株式会社りそな銀行と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「ESOP 信託」といいます。）に係る追加拠出に伴い、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 21 日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 4,151,500 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 2,659.5 円
(4) 処 分 総 額	11,040,914,250 円
(5) 処 分 予 定 先	BBT : 株式会社日本カストディ銀行（信託E口） ESOP : 株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注1) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「BBT 信託契約」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。

(注2) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、当社と株式会社りそな銀行との間で当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「ESOP 信託契約」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。

(注3) 本自己株式処分は、BBT 制度においては、当社の取締役（社外取締役を除きます。）、副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員並びに当社のグループ会社（当社の子会社とします。）の社長等（以下、「当社グループの役員」といいます。）への給付を行うために、ESOP 制度においては、当社及び当社のグループ会社（以下、「当社グループ」といいます。）の幹部社員（以下、「当社グループの幹部社員」といいます。）への給付を行うために実施するものであり、当社グループに対する役務提供の対価として当社グループの役員及び当社グループの幹部社員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017 年 6 月 29 日開催の定時株主総会の決議に基づき、BBT 制度を導入し、その後、改定を行い今日に至ります。また、当社は、2017 年 5 月 12 日開催の取締役会の決議に基づき、ESOP 制度を導入し、その後、改定を行い今日に至ります（BBT 制度及び ESOP 制度（以下、「本制度」といいます。）の概要につきましては、2017 年 3 月 16 日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び 2017 年 5 月 12 日付「業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。）。

本自己株式の処分は、本制度を継続するため、BBT 信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社及び ESOP 信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量については、「役員株式給付規定」及び「株式給付規定」に基づき、5 事業年度中に当社グループの役員及び幹部社員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 292,479,897 株に対し 1.42%（2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 2,685,932 個に対する割合 1.55%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となりますところ、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※BBT 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2026 年 8 月 21 日

追加信託金額 2,617,000,000 円（注）

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 1,021,600 株

株式の取得日 2026 年 8 月 21 日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

（注）本信託は、追加信託金額（2,617,000,000 円）及び信託財産に属する金銭（99,945,200 円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

※ESOP 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2026 年 8 月 21 日

追加信託金額 6,784,000,000 円（注）

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 3,129,900 株

株式の取得日 2026 年 8 月 21 日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

（注）本信託は、追加信託金額（6,784,000,000 円）及び信託財産に属する金銭（1,539,969,050 円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 2,659.5 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上